



国政報告② 2014年通常国会

第186国会での活動をご報告します。

三宅伸吾
自由民主党 参議院議員

内容

(I) 足かせを外す：規制緩和	2
(一) 人手不足の解消ー悲鳴に応える	2
(二) おもてなし文化の拡充ー時代錯誤の規制	3
(II) 稼ぐ力を取り戻す：法人税制	5
(一) 「取らぬ狸の皮算用」に非ず	5
(二) 戦略を練るー税収シミュレーション	6
(三) 財政再建のための改革	7
① 予算委員会：総税収の最大化	7
② 財政金融委員会：税収パラドックス	9
(四) 同志の糾合ー「次世代の税制を考える研究会」旗上げ	10
(五) 反対者の説得	11
(六) 「働きかけ」とその成果	12
(III) 独立を守る：集团的自衛権	13
(一) 還暦を迎えた自衛隊	13
(二) 与党協議会・座長試案	15
(三) ダチョウに非ず	16
(IV) 東奔西走	18
(一) 不平等を是正するーネット時代の消費課税	18
(二) 長いものに巻かれるー司法改革	20
(三) お金を回すーグループ内金融の円滑化	21
① 貸金業規制の改正実現	21
② 金融商品取引法の改善	22
(四) 議員連盟での活動など	22
脚注	25

(I) 足かせを外す：規制緩和

(一) 人手不足の解消――悲鳴に応える

今年5月の連休明けのこと。顔色を変えて、大手造船会社の代表者が国会内の議員会館に飛び込んできました。

「このままでは外国人の実習生が建設業に吸い取られてしまう。アベノミクスによる円安で、日本の造船業が復権する大きなチャンスが出てきたというのに、人手不足で絶好の機会を活かせなくなります。何とかありませんか」



政府は今年4月、外国人の技能実習生の受け入れを建設分野に限り、来年度から拡大させることを決めました。実習生はこれまで3年間だけ日本に滞在できましたが、政府の新方針により建設分野は最大6年間、日本で実習することができるようになります。この対策は東北の復興加速と2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた建設工事の一時的な増大に対応する臨時措置です¹。

この措置が造船業界にとって大打撃になるというのです。外国人実習生のなかには3年間の日本滞在中で500万円前後を貯蓄する人も。臨時措置は2015年から2020年までで、「建設分野なら、6年間で1000万円。3年間の造船は500万円どまり」ということになれば、日本で技能を磨こうとする外国人は造船より、稼げる建設分野を選ぶようになります。人手不足の造船にさらに人が集まらなくなる可能性が出てきたとのことでした。

5月30日早朝、自民党本部。塩崎恭久衆議院議員が主催する会合が急きょ開かれ、造船関係の業界団体や愛媛、香川、長崎などに事業所を抱える大手造船会社などから、要望を正式にヒアリングしました²。

長崎県西海市に本社を構える造船所のトップは訴えました。

「安倍政権によって円高を是正していただき、ベトナム進出計画を中止し、国内に集中した拡大投資に舵を切れるようになりました。規模を拡大して国際競争力を高めるには、緊急に必要な労働力を確保しなければなりません。日本人の雇用に努力しますが、少子高齢化の中で外国人材の活用も欠かせません。造船と建設は溶接や塗装分野で同じような技能工が必要で、建設に限って外国人材の活用措置が実施されれば、造船業に深刻な影響が懸念されます」。

かつて造船王国といわれた日本。1984年の日本建造船の世界シェアは約50%でした。しかし、韓国や中国勢が力をつけ、2012年は約18%。造船業界は2008年秋のリーマン・ショック不況からようやく抜け出し、市場拡大期にあります。安倍政権の金融緩和などによる円安を受け、低迷してきた我が国の造船業界に追い風が吹き始めたのですが、人手不足で商機を失いかけていました（写真はイメージ、今治造船のHPより³）。

これに追い打ちをかけたのが建設に限定する入管規制の緩和策。造船業界の切実な要望

はすぐに腑に落ちましたが、実はひっかかる点がありました。外国人技能実習制度の本来の狙いは技能・技術・知識の移転による国際貢献で、国内の人手不足対策ではありません。また、外国からの人材受け入れについて、国内には治安上の問題などから反対する声があります。実習生への不当な低賃金、賃金未払いなどの不正事例がゼロではなく、人権軽視との批判も耳にします⁴。

関連資料を読み進めるなかで、私の目にとまったのが技能実習生の失踪率。建設業界を含む全体の失踪率は2%前後ですが、大手造船は0.1%~0.2%⁵。造船分野での技能実習をきちんとやり遂げた経験者の在留期間を延長しても問題ないと最終判断しました。

6月12日早朝、自民党本部で関連する会合が再度、開かれました⁶。同じ時間帯の別の会議を途中で抜け出し、党本部へ走り、造船分野での外国人材の受け入れ拡大を訴えました。

6月24日、政府が閣議決定した「日本再興戦略」改訂版。そのなかで、造船分野についても「即戦力となり得る外国人材の活用促進を図るための新制度を導入する」と明記されました⁷。2か月で政策が動きました。地元経済の一助になることができ、とても嬉しく思っております。

景気回復で、人手不足は居酒屋、牛丼チェーンなど飲食店にとどまらず、介護の分野でも深刻な課題となっています。介護も外国人技能実習制度の対象業種に加えるよう求める声がありました。4月下旬、介護の指定追加を要望する業界団体のトップとともに総理官邸に菅義偉官房長官を訪ねました⁸。

(二) おもてなし文化の拡充ー時代錯誤の規制

昨年初、2020年のオリンピック・パラリンピックを東京で開催することが決まり、国をあげて大喜びしました。日本の存在感がこのところ薄れていましたが、世界が今一度、日本に期待し、注目してくれます。昨年、日本を訪れた外国人が初めて1000万人を上回り、政府の次の目標は2020年2000万人です。そんな上げ潮ムードの今年初め、都内のホテル関係者からこんな声を耳にしました。



「国策として外国人観光客をどんどん増やそうといっているのに、ホテル内のバーでも、夜12時を過ぎるとピアノ演奏ができないというのは何とも不思議ですね」。

確かに、帝国ホテルなどのバーでも深夜になるとピアノの音色が消えます。どうしてでしょうか。

風営法（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）は、飲食店に対し「深夜において客に遊興させないこと」と規定します⁹。そして通達が「生バンドの演奏等を客に聴かせる行為」を客への遊興の提供だとしており¹⁰、結果、12時以降のピアノ生演奏が禁止されているからです。ピアノのソロ演奏は「バンドではない」という主張もできそうですが、警察庁によると「生バンドの演奏等」の「等」に含まれる

のだそうです。

この規制は正常な風俗環境を担保し、不純異性交遊や騒がしい行為などを未然に防ぐことが目的だとか。一瞬、「なるほどな」と思いますが、もう少し考えてみましょう。

高級ホテルのバーでのピアノの深夜生演奏に、風俗環境などを悪化させる可能性が本当にあるでしょうか。世界の要人が泊まるホテルで、その宿泊者が眉をひそめたり、不快に思う騒音を出したりするような、ピアノ演奏を深夜にさせるホテル経営者はまずいないでしょう。

規制は弊害を防止するために必要最小限でなければなりません。一定の条件を備えたバーなどは規制から除外するか、より制限的でない措置で足りると私は考えます。

一般に、規制を緩和するには次のようなやり方があります。①法令改正による全国規模の緩和、②特区制度による地域単位の見直し、そして、あまり好ましくないことですが、③「なし崩し」の3つです。これらに加え、今年に入って、規制緩和に向けた新たな制度がスタートしました。規制の適正化に向け、とても有効なツールなので紹介します。

企業ごとに規制緩和を認める「企業実証特例制度」です¹¹。事業者がビジネスの障害となる規制に関して、特例措置を自主的に提案し、規制の一律適用の免除を求めるものです。特例措置というのは安全の確保といった規制の目的を達成するような、自主対応策のことです。

企業実証特例制度によって既に認められた例を紹介します。宅配事業者などに対する道路交通法施行規則の規制緩和です。狭い坂道などが多い地域での宅配には、リヤカー付きの自転車に荷物を積んで電動モーターで推進力を助けてもらおうと便利です。ただ従来、電動の推進力に厳しい上限規制がかかっていた。特例制度により、推進力がより強いリヤカー付電動アシスト自転車が認められ、高齢者や女性でも楽に配達できるようになりました¹²。(写真はイメージ：ヤマハ発動機販売のHPより¹³)



バーのピアノ演奏に話を戻します。あるバーでは深夜になると、部屋の隅に少し変わったウェイターがずっと立っています。注文を取ることもなく、グラスも手にしません。他の店員に聞くと、「中央官庁などの警備を担当している会社の方です」。どうも、風紀委員のような役割をしているようです。

こんなバーなら、深夜のピアノ演奏を認めても何の弊害もないと判断、あるホテル経営者に企業実証特例制度の活用を提案しました。

本来はきちんと法令改正をして、様々な分野で規制緩和をするべきです。しかし、改正には時間がかかります。また、緩和の法令改正がなされても、一部の事業者にとってはまだまだ過剰規制となりがちです。多くの事業者が企業実証特例制度を積極的に活用すれば、商売繁盛、経済活性化により、税収増につながります。深夜ピアノ演奏の解禁は外国人観光客などへの、おもてなし拡充にもなります。

なお、風営法を巡ってはダンス規制の緩和の動きがあります。その一環で飲食店において深夜のピアノ生演奏を禁じている現行の「遊興」に関する規制そのものが見直される可能性が出ています¹⁴。「おもてなし文化・ビジネス」の拡大に向け、この問題は引き続き、しっかりフォローしていきます。

(II) 稼ぐ力を取り戻す：法人税制

(一) 「取らぬ狸の皮算用」に非ず



6月5日夕、都内のホテルで「三宅伸吾君と共に日本を元氣にする会」を開いていただきました。初めに発起人である高村正彦副総裁、石破茂幹事長、菅義偉官房長官、甘利明・経済財政担当大臣らのご挨拶。続いて、豪雨にもかかわらずお集まりいただいた400人近い方に、私から御礼と近況を報告しました¹⁵。

「今から2年前、26年間勤めた新聞社を断腸の思いでやめました。ただ、後悔はしておりません。輝く日本を取り戻す戦いに政治家として日々、挑戦できるからです。

様々なことに取り組んでおりますが、1つだけ、申しあげます。猪と狸の話です。地元の香川県を含め、日本の田舎は今、農作物を食い荒らす、猿や鹿、猪などに手を焼いております。一方、東京の永田町。私の周りでは法人実効税率の引き下げを巡って、「狸論争」が持ち上がっています。

私は法人の所得に対する税率をせめて10%ぐらい引き下げるべきだと主張しています。一方で、財政が厳しいので、税率を引き下げるのなら、代わりの財源、代替財源を法人関係で見つけろ、それも一時的なものではなく「恒久的な代替財源」を探せという話が出てきております。

しかし、私は「恒久的な財源」は「元気な経済」だと考えています。元気な経済なくして財政再建なし、です。

こんなことを申し上げますと、「経済成長による増収を当てにするのは、取らぬ狸の皮算用だ」と批判されます。むかし、狸の皮は防寒着などのために高く売れたそうです。取らぬ狸の皮算用。一瞬、なるほどと思いますが、みなさん、いかがでしょうか？

「経済成長による増収を当てにするのは、取らぬ狸の皮算用だ」という学説には実はこんな前提があります。

第一が経済成長させるという確固たる意志がないか、できっこないと諦めている。第二が税率を引き下げなくても、い



い皮になる、つまり、いっぱい稼いで納税してくれる狸、企業が日本にずっといてくれる、という前提です。

私は、こうした前提が間違っていると考えます。企業に高い税率、重いセメント袋を背負わせておいて、ドンドン稼げ、いっぱい納税しろというのは無理な注文です。元気な経済なくして財政再建なしであり、党内の仲間とともに税率引き下げに向け、頑張ってもらいます。この狸論争、負けるわけには参りません」



(二) 戦略を練るー税収シミュレーション

「民間の稼ぐ力を取り戻し、誇りある日本を取り戻す」。2013年夏の参議院選挙での私の公約です¹⁶。稼ぐ力を事業者から奪ってきた大きな要因の一つが、極めて高い法人実効税率です。経済再生には、その大幅な引き下げが欠かせないとかねて考えており、見直しに向け具体的な動きをどうするか、当選直後から頭をひねる毎日でした。

2015年秋の消費税率10%への引き上げが控えるなかで、法人課税の大胆な軽減を実現するのが簡単でないことは承知していました。そこで、多くの学識経験者やグローバル経済の最前線で戦う企業経営者に会い、自分の考えを何度も確認しながら、法人課税軽減に向けた以下のような行動計画を練りました。

法人課税軽減に向けた行動計画

【① 税収シミュレーション】 法人実効税率を引き下げた方が、今のままより税収にプラスに働く可能性を経済分析に基づき主張

【② 同志の糾合】 多数の同志を集めた研究会を立ち上げ政策提言をまとめ、政策決定者に実現を求める

【③ 法人実効税率引き下げ反対者の説得】 高い税率を維持すれば景気回復、経済成長のブレーキとなり、「2015年秋の消費税率10%」が実現できなくなる恐れがあることを指摘し、引き下げ反対者を説得する

(1) 税収シミュレーション

法人実効税率を引き下げた方が、今のままより税収にプラスに働く＝法人税

収や税収全体が増加する（または税収の減収幅が抑制される）可能性があることを、経済分析に基づき数字をもって主張する。

(2) 同志の糾合

多数の同志を集めた研究会を立ち上げ政策提言をまとめ、政策決定者に実現を求める。

そして、今年春、法人課税問題で自民党の税制調査会が議論を本格化させた際、浮かんだのが、次の動きでした。

(3) 法人実効税率引き下げ反対者の説得

高い税率を維持すれば、引き下げを期待している投資家の失望売りから株価が低迷、景気回復、経済成長のブレーキとなる。結果、「2015年秋の消費税率10%」が実現できなくなる恐れがあり、財政再建がさらに遠のく可能性を指摘し、引き下げ反対者を説得する。

上記の(1) 税収シミュレーションについては昨年秋以降、シンクタンクや業界団体など6つの機関と接触し、税率引き下げによる税収予測を依頼。その後、複数の調査、提言レポートが公表されました。(2) 同志の糾合では、自民党内の中堅・若手議員と「次世代の税制を考える会」を立ち上げ、法人実効税率引き下げを求める提言をまとめたうえ、麻生財務大臣らに申し入れました。(3) 税率引き下げ反対者の説得策については自民党税制調査会・小委員会の席上、野田毅会長ら税調幹部を前に訴えました。詳細は後で述べます。

(三) 財政再建のための改革

① 予算委員会：総税収の最大化

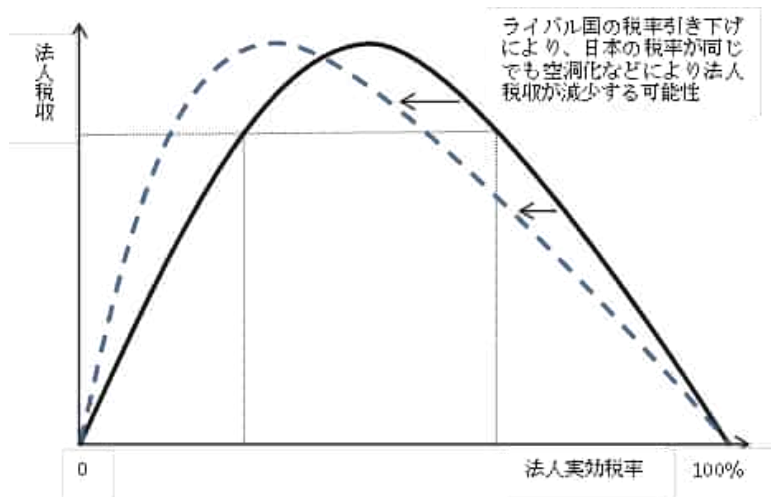
税率引き下げの実現に向け、国会の所属委員会の質疑時間もフル活用しました。まず、今年3月7日の予算委員会で「財政再建のための法人税改革」と題し、質問に立ちました¹⁷。

この日、最も指摘したかったのは巨額の財政赤字を抱える日本において、法人課税改革に当たっての最も重要なポイントは中長期のトータルの税収の極大化だということ。単年度の法人税収の極大化ではありません。法人税、所得税、消費税といった税の総収入が中長期のスパンで最大となり、財政赤字がこれ以上肥大化しないような法人税制改革が必要なのです。



このことを浮かび上がらせるために、私はまず甘利明・経済財政担当大臣と麻生太郎財務大臣に対し、日本の法人実効税率がもし100%の場合、また0%の場合、日本経済への影響を聞きました。

甘利大臣は100%だと「経済が立ち行かなくなる」。逆に0%なら、「企業活動は確かに活発化して経済にプラスの影響を及ぼす可能性もあります。しかし、税収減から財政状況に悪影響を及ぼすという可能性も強くなる」と答えました。



麻生財務大臣は「100%の場合には、国内で企業活動を行うインセンティブというのは失われると思いますので、当然のこととして、企業は海外移転ということなどによって、法人税収というものはこれは大幅に減少することが考えられます。また、所得、消費の各税収につきましても、これは企業活動の減退に伴って大きくこっちも影響を受けることになる」。

0%なら、「法人税収というものはゼロということになります。その場合は、仮に企業が増加した利益を活用して設備投資や雇用を拡大して、所得や消費の増加というものを通じてその他の税収が増加する可能性というのは、これは決してないわけではないと思います」。

国の金庫を預かる麻生大臣から、法人実効税率0%の世界があり得るということを狙い通り聞き出すことができました。

イギリスやドイツなどで、法人実効税率を引き下げたものの経済成長や課税ベースの拡大などによって税収が増加した例があります。また、法人税収の動向だけでなく、所得税、消費税などを含めた総税収が中長期のスパンで最大となるような法人税改革が必要です。

以上のような観点から「中長期的に全体としての税収が最大となる法人実効税率が望ましいと考えた場合、どれぐらいの水準の法人実効税率や法人の納税額がこの目的達成のために好ましいのか、政府はきちんとシミュレーション、研究をしているのか」と両大臣に質しました。残念ながら財務省も内閣府もやっていないとの回答でした。

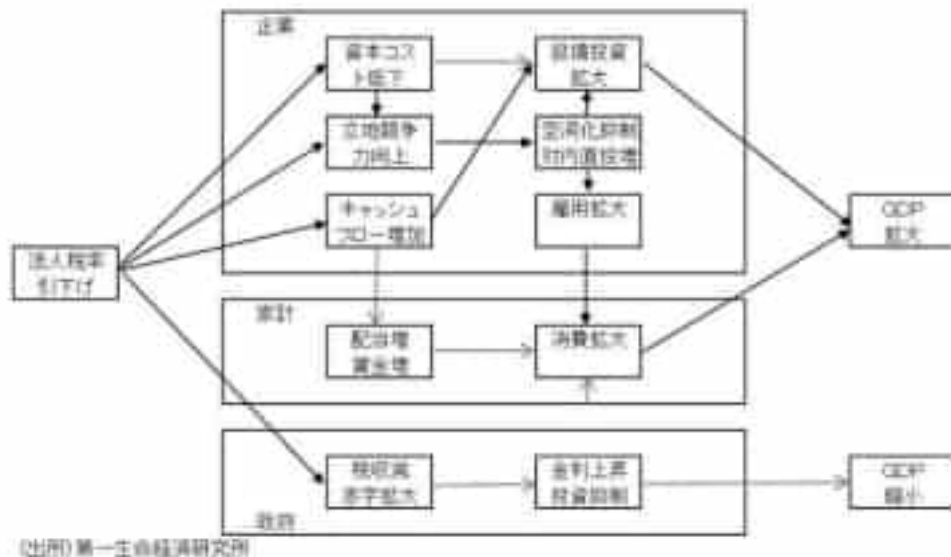


続けて、法人実効税率を35%から20%に引き下げることの株価への効果を取り上げました。株価を税引き後利益で割った値を株価収益率と言いますが、単純試算すると株価は23%上昇する可能性があります。資産効果によって消費が拡大し、消費税収が

拡大することなどが見込まれます。

「稼ぐ企業が日本で職場を維持拡大し、給与所得を生み出し、海外の企業が日本に投資意欲を燃やすような環境づくりが求められております。2020年に向けて、世界がいま一度日本に期待し、注目をしてくれております。日本を取り戻す、法人税改革の行方がまさにジャパン・イズ・バックが本物になるかどうかの試金石だ」と述べ、この日の質問を終えました。

下図は法人実効税率を引き下げると企業、家計、政府に対し、どのような影響が出るのかを図解したものです。中長期的には税収増の可能性もあると私は考えます。



② 財政金融委員会：税収パラドックス

翌々週の3月18日、財政金融委員会では法人課税改革について、さらに突っ込

みました¹⁸。テーマは「税収パラドックス（逆説）」です¹⁹。

まず、法人税のパラドックスについてとりあげました。これは法人実効税率を下げたにもかかわらず法人税収が増えることです。そうした例が日本にも過去あったのでしょうか。財務省の答弁によると、法人実効税率を引き下げたのは1987年度から2012年度までの間で6回あり、うち3回が前年度から法人税収が伸びました。バブル経済や東日本大震災の経済の落ち込みからの回復などが背景のようです。

委員会の質疑でこのような事実を確かめたうえで、以下のように述べました。

「鎖国をしておりました江戸時代に住んでいるのではありません。グローバル経済というのは、人、物、金が一番居心地のいいところに向かって流れていくということです。稼ぐ主体である企業が国を選ぶということが、グローバル経済の本質。そうした環境の中での立地競争を考えれば、日本も法人実効税率を引き下げないと、他国がどんどん引き下げている以上²⁰、このままでは日本はじり貧になります。税率は引き下げざるを得ないと私は確信をいたします。

一方で、財政再建が大事なことは言うまでもありません。私は、巨額の財政赤字を抱える日本において、法人課税改革に当たっての最も重要なポイントは、中長期のトータルな税収が増えるようにすること、単年度の法人税収の中立ではないと思います。法人税、所得税、消費税といった税の総収入が中長期のスパンで最大となり、財政赤字がこれ以上肥大化しないような税制改革が必要なのです。厳しい財政状況を考えますと、私たちは、座して死を待つか、変わる日本のために英知を結集して打って出るかの選択を迫られています」（要旨）。

つまり、法人税収のパラドックスではなくて、総税収のパラドックスを起こさなければなりません。これに向け、「昨年秋から様々なシンクタンクに法人税率とトータルの税収の試算をお願いしてまいりました。・・(中略)・・シミュレーションができて上がってまいりますので、どこかのタイミングで公表したいと思っております」。

(四) 同志の糾合——「次世代の税制を考える研究会」旗上げ

税収シミュレーションの専門家への依頼と並行して、取り組んだのが同志の糾合です。政治において「数は力」。どんなに正論を吐いても、仲間がいなければ政策は動きません。独裁者のいない民主主義国家である以上、当然のことです。

昨年秋、臨時国会が始まると、自



民党や様々な会合にできる限り顔を出しました。同期や先輩議員の発言に耳を澄ませ、経済や税制についてどのような考えを持っているのか。そして、もう一つ極めて大事なことですが、「ぶれない人」なのかどうかをいつも考え、仲間内の評判も探りました。

「法人実効税率引き下げの勉強会を鈴木馨祐代議士らと立ち上げるのですが、是非、入っていただけませんか」。

自民党の中堅、若手議員 5 人に直接、参加を募りました。他の中核メンバーもそれぞれが仲間集めに走り、当初、勉強会は 10 人前後でスタート。学識経験者を講師に呼び内輪の検討を何度も重ねながら、「浮上」のタイミングを計りました。中核メンバーがしっかり意思統一していないと、同志の数を増やすために「表に出た」際、空中分解する可能性があるからです。エコノミストに依頼していた税収シミュレーションについては、うち 3 氏を勉強会に講師として招き、予測の結果を説明していただき、議論をさらに深めました²¹。

そして 4 月 23 日午後、自民党本部 701 号室。構想から半年かけた政策集団は 90 人近い議員を集め、「次世代の税制を考える会」として旗揚げしました²²。政府の税制調査会委員である伊藤元重・東京大学教授の講演とそれに続く質疑を通し、参加議員の間で税率引き下げの必要性を再確認しました。テレビカメラが何台も並ぶ、熱気を帯びた設立総会で、私は司会を担当しました。



翌日、ある新聞の朝刊はこう報じました。

「自民党の中堅・若手議員は 23 日、法人税の実効税率の引き下げを求める勉強会を立ち上げた。初会合には 87 人が出席し、2015 年度からの税率下げを主張する方針を確認した。首相官邸と水面下で連携し、早期の引き下げに慎重な自民党税制調査会を突き上げる構え。党税調は「引き下げには代替財源の確保が前提」と強調し、勉強会を抑え込む方針だ」²³。

(五) 反対者の説得

翌 24 日、自民党本部の同じ 701 号室で、党の税制調査会・小委員会が開催されました。日本企業の海外脱出に歯止めをかけ、また、海外からの投資を日本に呼び込むためには税率引き下げが必要との意見が、先輩、同僚議員から相次ぎました。

私自身は次のように主張しました。

「高齢化で膨らむ社会保障費をまかないながら、経済を支える日本企業の国際競争力をこれ以上、損なわないためには、消費税率の一層の引き上げと法人税率の引き下げは避けて通れないと考えます。消費税率を来年秋に 10%とする

ためには今年夏の経済指標が良いことが必要です。もし、政府が6月の「経済財政運営と改革の基本方針」(骨太の方針)で法人税率引き下げの明確な道筋を示すことができなければ、株価はさらに下落し景気は停滞し、10%引き上げができなくなります。何が何でも、そうならないようにしなければなりません。

35.64%(東京都の場合)という日本の法人実効税率は各国のなかで群を抜いて高く、経済のグローバル化が進むなか、我が国が法人実効税率を引き下げないことによる中長期の財政リスクは、「引き下げることによるリスク」より、極めて高いと私は考えます。

(六) 「働きかけ」とその成果

私たちの「次世代の税制を考える研究会」はその後、下記のような政策提言をまとめました。

我々は以下の事項の実現を求める。

●6月に政府において策定される予定の「経済財政運営と改革の基本方針」において、来年度から法人税実効税率引き下げを行う旨、明記すること。

●国際競争力の観点から、2020年までを目途に現状から10%程度の法人税実効税率引き下げを目指すべきである。については、税率引き下げを来年度から行うことを前提に、本年末までに行程表につき結論を得ること。

提言について5月19日、まず野田毅・自民党税調会長と意見交換し、その後、高市早苗政務調査会長、菅義偉官房長官ら関係閣僚に申し入れをしました²⁴。



がいてくれるとの前提が皮算用であります」

同日の夜、2時間半に渡り安倍総理との内輪の夕食会があり、持論を総理に申し上げました。

「税率引き下げによる経済成長で見込まれる増収分を代替財源として当てにするのは、取らぬ狸の皮算用だ、と批判する人がいます。私に言わせれば、日本にいつまでも狸

それから約1カ月後の6月24日、安倍政権は「数年で法人実効税率を20%台ま

で引き下げることを目指す。この引下げは、来年度から開始する」と閣議決定しました²⁵。昨年末にまとまった与党の2014年度税制改正大綱では法人実効税率引き下げへの環境作りが「重要な課題」としながらも「引き続き検討を進める」と明記しただけでした²⁶。引き下げに向け、一歩前進しました。

6月27日、政府の税制調査会は「法人税の改革について」との報告書を取りまとめ²⁷、税率引き下げに伴う代替財源の確保のため、租税特別措置、欠損金の繰越控除、地方税の損金算入などの見直しの検討を求めました。

税は政治そのもの。その見直しを巡っては様々な主張が飛び交い、数多くの利益団体が火花を散らします。私の活動がなかったとしても、安倍総理や菅官房長官、茂木敏充経済産業大臣ら関係閣僚の強い意志を考えればほぼ同じ流れになったと考えますが、税率引き下げへの環境作りの一助になれたと確信しております。

(Ⅲ) 独立を守る：集団的自衛権

(一) 還暦を迎えた自衛隊

安倍政権は今年7月1日、自衛権について憲法の解釈を変える閣議決定をしました。集団的自衛権の限定的な行使ができるようにするもので、閣議決定の核心部分は以下の記述です²⁸。

「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容される」

憲法9条2項は「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」と定めます。そして日本政府は当初、一切の軍備を持たず、個別の自衛権の行使もできないとの立場でした。このため憲法の制定論議の際、共産党の議員が「我が国ノ自衛権ヲ抛棄シテ民族ノ独立ヲ危クスル危険ガアル、ソレ故ニ我が党ハ民族独立ノ為ニ此ノ憲法ニ反対シナケレバナラナイ」と言い放ったことさえありました²⁹。

時は流れ、東アジア情勢が変わった1954年7月1日、自衛隊法が施行されました。それからちょうど60年目になされたのが今回の閣議決定です。正式には「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」と題されています。

憲法の書きぶりは制定時からまったく変わっていませんが、集団的自衛権の限定

的な行使を認める政府の新たな憲法解釈がなされたわけです。こうした変化をどのようにとらえればよいのでしょうか。また、閣議決定を受けて、安倍政権は平和憲法を骨抜きにして戦争を準備している、外国の戦争に日本がより巻き込まれやすくなる、といった懸念の声を耳にします。いずれも見当違いです。我が国の平和と独立を守り、戦争をしかけられないための閣議決定です。

今年3月31日、自民党本部で党の安全保障法制整備推進本部（本部長石破茂幹事長）の初会合が開かれ、高村正彦副総裁が私見として講演されました。12年ほど前、日本経済新聞の政治部に所属していた私は高村代議士の番記者。高村氏の発言メモを取ったのはそれ以来のことでした。その後も、多くの国会議員や識者が本件について発言されましたが、副総裁の講演が分かりやすいため、紹介します。皆さまとともに、先ほどの懸念が的外れであることを確認したいと思います。

講演を要約すると、次のようになります。

「立憲主義とは憲法が権力を縛ること。憲法は立憲主義のために三権分立とし、憲法の番人を最高裁判所とした。その最高裁は1959年の砂川事件の大法廷判決において、個別的自衛権、集団的自衛権の区別をせず、国の平和、国の存立を守るため、固有の権利として自衛権を持つとした³⁰。最高裁が自衛権について述べた唯一の判決であり、この法理を超えた判断はできない。

これまで政府が集団的自衛権の行使はできないと言ってきたのに、どうして今度は認めるのかという意見もある。ただ、国の存立を全うするための必要最低限の自衛権の行使はできるのであり、これが憲法解釈。今回も必要最小限の枠内での解釈変更である。

前の内閣と違う判断をしてもおかしくはない。現に、かつて吉田茂首相はいずれ国連軍ができて日本を守ってくれるという期待をもって、自衛権の行使が認められないと言った。しかし、その後、政府は自衛隊も作り、自衛権もあるというコペルニクス的大転換を既に行っている³¹。我が党の人は自衛隊を認めているわけですから、この大転換を支持しているはず。

これまで集団的自衛権までは認められないとしてきたので、これを変えるというのは形式的には解釈改憲と言えるが、実質的な解釈改憲ではない。「当てはめ」の問題に過ぎない³²（この点は後で説明します）。

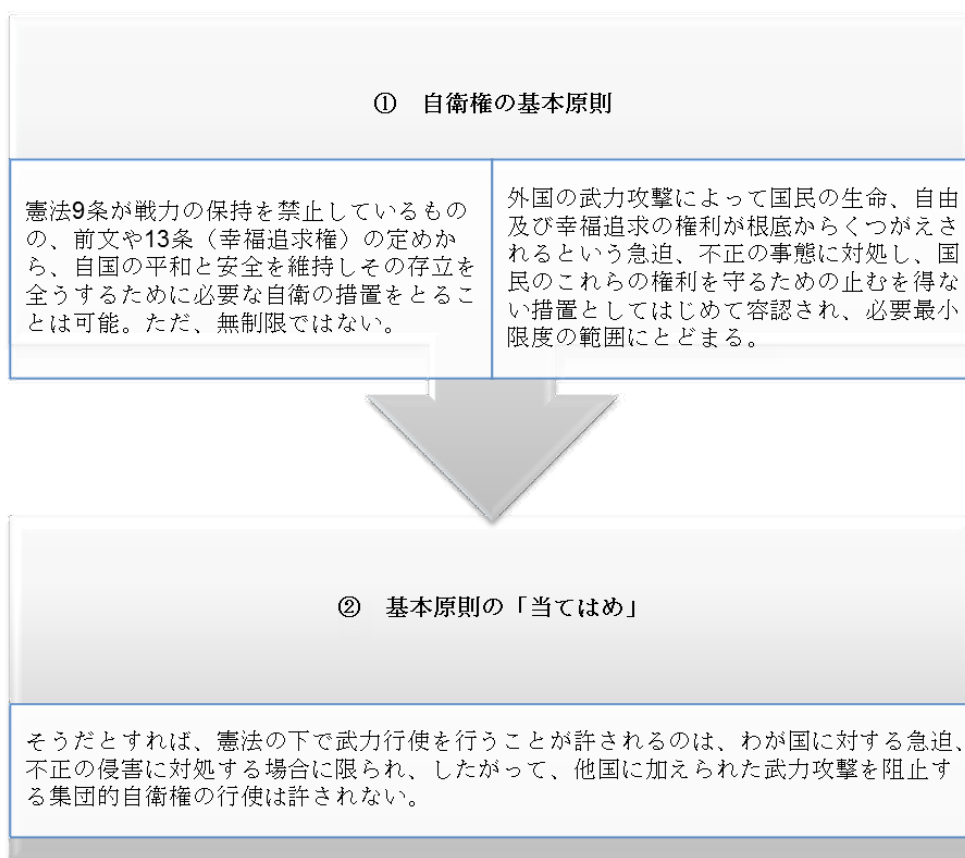


もちろん、集団的自衛権を幅広く認めるということであれば憲法改正が必要となる。しかし、「必要最低限」の枠内であれば小さな解釈の変更である。状況に応じて、「必要最低限」の中身は変わる。この制約をとっばらうのであれば、憲法改正となる。

最高裁判決の枠内での見解変更であっても、

それが政治判断として不適切だとの意見もあるかもしれない。その政治責任の有無は次期選挙で国民の審判を受けることとなる」³³

下の図は砂川事件最高裁大法廷判決後の1972年に政府が国会に示した自衛権に関する見解の骨子です³⁴。今年7月の閣議決定は「①自衛権の基本原則」は変えずに、高村副総裁が言及した「②基本原則の当てはめ」部分を変更し、集団的自衛権の一部行使容認に踏み出したというわけです。



（二）与党協議会・座長試案

副総裁の講演後、しばらく経って、自民党は公明党との協議に入りました。与党内でのギリギリの調整がヤマ場に差し掛かった6月24日、自民党の第12回安全保障法制整備推進本部会合が与党協議会座長の高村副総裁、石破幹事長出席のもと開かれ、第9回与党協議会の状況が報告されました。その際、配布された資料「座長試案」は次のような内容でした。

座長試案

憲法9条の下において認められる「武力の行使」については、

- (1) 我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅

かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること

(2) これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと

(3) 必要最小限度の実力行使にとどまること

という三要件に該当する場合の自衛の措置としての「武力の行使」に限られると解する。(下線は筆者加筆)

私はこの文章が理解できませんでした。何度読んでも、冒頭にある「憲法 9 条の下において認められる「武力の行使」については」と、結びの下線部分である「としての「武力の行使」」が腑に落ちません。説明しようとする対象の言葉を、それとまったく同じ「武力の行使」という言葉を使って定義付けしているからです。私は自民党と集団的自衛権の行使容認にあまり積極的ではなかった公明党との間で進んでいたギリギリの交渉の詳細を知りません。このため、座長試案に疑問を投げかける発言をすることに躊躇しましたが、やはり素朴な疑問は大事だと考え、発言を求めました。そして、上記の下線部の「としての「武力の行使」」を削除しないと、不適切だなどと指摘しました。

石破幹事長は明らかに不機嫌な顔。与党協議会座長の高村副総裁からは「その前のところに「自衛の措置」と、あるので、それ以上は押さないでください」とのコメントでした。突っ込むな、との意だと理解しました。

7月1日の閣議決定文では上記の3要件と同趣旨が述べられた後、「実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容される」となっており、トートロジー（同語反復）の不自然な表現は見当たりません（13頁を参照）。

(三) ダチョウに非ず

振り返ると、憲法 9 条はアクロバティックな解釈の連続でした。憲法制定に向けた議論当時から³⁵、施行後しばらくの間まで、政府は憲法の制約により自衛権の行使は一切認められないとしました。その後、解釈は変わり、独立を守るために自衛隊が創設され、個別的自衛権の行使は可能だが、集団的自衛権は認められてないと説明。憲法の文言はまったく変わっていないのに、今回の閣議決定により、集団的自衛権の行使を認めることになりました。解釈変更の背景は日本を取り巻く環境の変化です³⁶。近時の状況を集団的自衛権の行使容認に否定的なメディアもこう記します。

「東アジアは今、中国の台頭によって、劇的な変化を迎えている。

習近平（シーチンピン）指導部の拡張路線は、急激であり、地域の秩序を破

壊しかねない膨張である。安倍晋三首相が集団的自衛権の行使容認の理由にあげた「安全保障環境の変化」は確かに存在する。

そもそも歴史上、東アジアに二つの世界的規模の大国が平和に共存したことはない。あつれきは今後も、さらに高まるに違いない³⁷」



集団的自衛権の行使容認について、安倍総理はある会合でこう表現されました。「ダチョウ。危機が起きたら、頭を砂の中に突っ込むそうです。そんな無責任な政治はできません」³⁸。

ただ、巷間では「安倍政権は戦争の準備をしている」「戦争に巻き込まれやすくなる」「テロが起きる」などといった批判を耳にします。そんな声に同調しそうな方に是非、お聞きしたいことがあります。

「無防備だと、周辺国家に、もっと、なめられるかもしれません。もし、領土が侵され、貴方の子どもが拉致されたら、貴方は政府をなじりませんか」。

今年6月1日、高松市内。私はこんな街頭演説をしました。

「1977年9月28日、日本航空ダッカ・ハイジャック事件が起きた。多数の日本人乗客を人質にとった連合赤軍メンバーは身代金と収監中の赤軍メンバーらの釈放を日本政府に要求。当時の福田赳夫総理は「人命は地球より重い」とし、犯人の要求に応じた。いわゆる超法規的措置である。憲法には反しないものの法律に規定がないことをしたという意味で、超実定法措置だと当時の法務大臣は国会答弁した。

その2カ月後の11月15日。日本海は新潟。双子の弟と、いつものように朝食を和やかにとった13歳の少女は学校に出かけたまま、忽然と姿を消した。40時間、異国に向かう船倉に閉じ込められていた。

「お母さん、お母さん」。

少女は叫び、壁をかきむしった。

爪は剥がれそうになった³⁹。

北朝鮮による、横田めぐみさんらの拉致事件。日本政府が工作員を北朝鮮に送り、拉致被害者を奪還することはなかった。こうしたことは国際法的には原則、相手国の了解がない限りできない。



隣国からミサイルを打ち込まれてからでは手遅れ。この瀬戸の海岸から少女が連れ去られるようなことが断じてあってはならない。

台風に来るなど頼めば、来なくなるわけではない。

平和が大事だと叫んだだけで、平和になるわけでもない。

私たちには守るべきものがある。家族と美しい日本。安全保障問題は徹底したリアリズム（現実主義）のなかで、議論し、家族と美しい日本を守らなければならない。ユートピア的平和主義は何の役にも立たない」



太平洋戦争では我が国の領土に原爆が投下され、無垢の尊い命が失われました。沖縄の地上戦でも多くの市民が亡くなりました。本土を遠く離れたアジア太平洋地域でも日本の軍人が戦死されました。銃弾ではなく、餓死、病死した人も数えきれません。戦争相手国の惨状にも胸が痛みます。

なぜ、開戦したのか。開戦直前の和平交渉で耐え難きを耐え、踏みとどまることはできなかったのか、補給路が断たれてしまったのに、なぜ戦争を継続したのか、早期停戦していれば戦地での餓死者数はかなり減ったはずなのに、なぜその決断ができなかったのか。

なぜ、当時の新聞は戦争を煽ったのか。そして、なぜ、新聞の論調に一部を除く政治家は迎合したのか。

「空気」が支配する状況にあっても、Noと言える国家リーダーが必要です。しかし、支配されてからでは手遅れかもしれません。Noというリーダーは抹殺され、「空気」に拍車をかける新リーダーが喝采を浴びて登場する可能性もあります。

ひとり一人が歴史を前に、考えなければなりません。戦後69年。政治、社会システムは大きく変貌しましたが、日本は「過去」を繰り返さないほどに、りっぱになったのでしょうか。そして、周辺諸国の状況はどうでしょうか。すべてを総合判断し、平和と独立を守るために必要なことは断行しなければなりません。

(IV) 東奔西走

(一) 不平等を是正するインターネット時代の消費課税

音楽や本を店舗に行かずに、インターネット経由で購入する時代になりましたが、日本の税法は技術革新に追いついていません。その一例が海外からネット経由で楽曲などを購入するサービスが日本の消費税の課税対象から漏れている点です。

配信用のコンピューターなどを海外に置く事業者からネットで楽曲などを買うと

日本の消費税がかかりません。しかし、国内のネット事業者から買うと8%かかり、日本の事業者は不利な状況となっています。消費税法に穴があるため、この不平等は是正しなければなりません。

経済のグローバル化はヒト・モノ・カネが居心地のよいところに向かって流れていくことが本質です。企業が国を選ぶ時代…。そうした環境の変化にいち早く柔軟に対応した国が、世界から優秀な人材をひきつけ、資本を呼び込み、生き残ります。

私は一昨年の夏まで26年間、日本経済新聞社の記者、編集委員として、グローバル・ビジネスの最前線と、激しい立地間競争に勝ち抜くための各国間の制度改善の競争を目の当たりにしてきました。制度インフラ競争の最も重要な点が税制です。

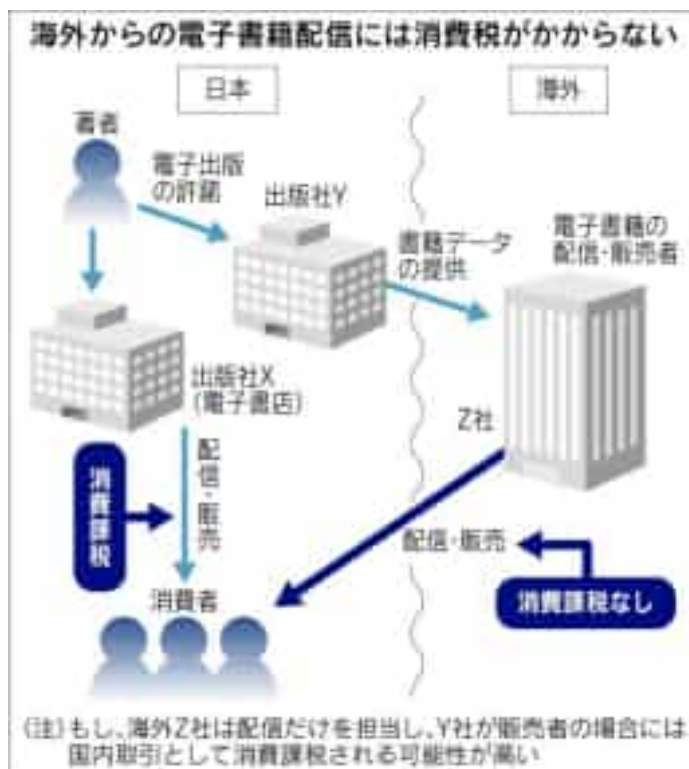
今から2年前、日経新聞の編集委員として長いコラムを書きました。経済ジャーナリスト生活の最後のテーマとなったのが、国境を越えるインターネット・サービスを巡る、消費課税の不平等問題でした（下図は日本経済新聞より⁴⁰）。

昨年夏、国政に参加してからも、このテーマについては極めて高い関心を持っており、昨年末の自民党税制調査会の席上でも、発言の機会を求め、速やかな不平等是正を求めました。その後、与党の「平成26年度税制改正大綱」において、「平成27年度改正に向けて具体的に検討する」と明記されました。

遅くとも2016年春までには、国外事業者による、日本への配信サービスについても消費課税がなされることになりました。

課税の仕方は広告や法的助言など配信の取引内容がビジネス用途であれば配信サービスを受ける国内事業者が消費税を納税します。一方、一般消費者向けの配信であれば、海外事業者に申告納税させます。

実際の徴税には「B to B」と呼ばれるビジネス用取引と一般消費者向けの「B to C」との仕分け、海外の脱税事業者に対する徴税の執行など難しい面もあります⁴¹。ただ、100%完璧な制度作りばかりを考えては、いつまで経っても課税できません。まずは「新制度をスタートさせる」ことが大事であり、「その後、もし、制度に穴が見つかれば、速やかに埋め



ていく」という考え方で進めていくことが重要です。



2014年4月10日、都内で開かれたインターネット取引と消費課税に関するシンポジウムで、自民党を代表し上記のような趣旨の挨拶をしました⁴²。

(二) 長いものに巻かれないー司法改革

法科大学院（ロースクール）創設から今年で10年になります。

原則、司法試験をパスした弁護士、検察官、裁判官を総称して法曹と呼びます。権威や力ではなく、公平なルールに基づき社会の紛争を迅速に調整、解決したり、国民の基本的な人権などをきちんと守ることが重要です。このために必要な人的基盤として、日本の法曹人口は少なすぎました。結果、裁判は遅々として進まず、「思い出の事件を裁く最高裁」といった川柳が生まれたり、「敷居の高い弁護士」との不満が出ていました。

「使い勝手の悪い司法」への反省から、政府は当時、1500人前後だった司法試験の年間合格者数を「2010年ころには3000人程度とすることを目指す」として、そのための養成機関としてロースクールを創設しました。ロースクール修了生は司法試験を受験することができます。

しかし、年間の司法試験合格者数は政府目標に一度も達することがなく、ここ数年、2000人前後。合格率も20%台に低迷したままです。一度落ちても複数回受験できますが、累積で合格率をみても5割程度しかありません。高い学費がかかるロースクールを出ても、なかなか合格できないため、ロースクールの志願者数は激減、地方校を中心に存続が危うくなっています。

こうした状況の中で日本弁護士連合会は2012年、司法試験合格者数を「まず1500人にまで減員」するべきとの提言を公表⁴³。今年に入ると自民党内からも歩調を合わせる声が出ました⁴⁴。また、国会でも「法曹志願者の減少という危機的な状況にあるにもかかわらず抜本的な改革が進んでいないことを踏まえ、有為な人材が数多く法曹を志望するよう、直ちに必要な調査を実施して在るべき適切な法曹人口を把握した上、司法試験合格者数の削減等所要の方策を早急に検討し、速やかに実行する」との付帯決議がなされました⁴⁵。もっとも、付帯決議に法的拘束力はありません。



「在野法曹」と呼ばれる弁護士とその人口問題は20年以上前から関心があり、関連する論文を出版したり⁴⁶、日経新聞時代にも多くの記事を書きました。今年7月

10日、都内でシンポジウム「日本の司法の未来を語る鼎談」－政界・経済界は法曹に何を期待するか－が開催され、私は元日本経団連副会長・事務総長の中村芳夫氏とともにパネリストとして登壇しました⁴⁷。

濱田邦夫・元最高裁判事、泉徳治・元最高裁判事、但木敬一・元検事総長らを前に、私は以下のように司法試験合格者数の引き上げなどの必要性を訴えました。

➤ 弁護士は「国民の社会生活上の医師」。法の支配つまり「長いものに巻かれる社会」を実現するために欠かせない人たちです。数が少なくては大変で、そのための通過目標が「2010年に3000人」でした。ロースクール制度は失敗だったという人がいますが、私は新しい法曹養成制度としてのロースクールは成功だと考えています。ロースクールを作ったことで弁護士数は1万人以上増えました。もし、作らなければ、弁護士数をこんなに増やせなかったわけですから、この意味で成功なのです。

➤ ただ、ロースクール構想時の想定合格率は約7～8割。現実は大きな見込み違いです。ここ6年間続けて2000人前後の合格者しか出していないところに問題の本質があります。数を増やさないと、多様な人材が確保できるわけがありません。

➤ 司法研修所を出ても職場がないと言われます。法律事務所に所属することばかりを考えてはいないでしょうか。大半のロースクールには企業内弁護士の教授もいないから、訴訟弁護士以外のモデルを学生はあまり知らない。就職難と言われますが、どこまで企業内弁護士など法律事務所以外の新分野開拓をしているのでしょうか。

➤ 社会の様々なところで、リーガルマインド（法的思考）が求められています。例えば産業競争力強化法により「企業実証特例制度」ができたのに、アイデアを出せる弁護士を抱える企業はあまりいないように思います。

➤ ロースクールの学生が法律に関する素養をしっかりと身につけるためのプロセス教育の充実はとても重要です。そのためには点の試験である司法試験の合格率をあげ、やさしくしてあげないと、試験に出ない教養をじっくり身につけることはできません。

（三）お金を回すーグループ内金融の円滑化

① 貸金業規制の改正実現

当選直後の昨秋から取り組んできた金融関連の規制緩和が今春、実現しました。具体的にはグループ会社間の貸付けについて、一部、貸金業法の登録義務を無くしました。経済界が長年、規制緩和を求めていましたが、放置されたままでした。

貸金業法は企業が弱い立場の自社従業員に貸し付ける行為に対しては登録義務を求めています。一方で、グループ内企業間の資金融通に幅広く登録義務を課して

いました。これは不適切です⁴⁸。そこで、企業法務のベテラン弁護士など実務家の意見も聞いたうえ、昨年9月に金融庁に問題意識を伝え、見直しを求めました。11月には臨時国会の財政金融委員会において、麻生太郎金融担当大臣とご議論をさせていただいたうえ、具体的な改善策を提案しました⁴⁹。その後、金融庁の迅速な対応で、2014年4月より登録義務が緩和されました⁵⁰。

法律改正は国会の議決が必要で、一人の議員ではできません。ただ、政省令などの見直しなら、議員側で十分な検討を重ねたうえ、担当官が改正に納得するような議論を彼ら、彼女らと交わすことができれば、単独の提案でも実現できる場合があります。



今回のケースでは見直しに強硬な反対が出ないほど、現行ルールが過剰規制であったために金融庁側も改正の必要性を感じていたこと、具体的な改善策をこちらから提案したことなどが、速やかなルール改正につながった背景だと考えます。

「見直してくれて本当に助かった」。多くの事業会社や法律事務所から、こんな声が金融庁に寄せられているとのこと。動いた甲斐があったと喜んでおります。本件について、貴重なご助言をいただいた弁護士の方々、迅速な対応をいただいた証券取引等監視委員会や金融庁の幹部の皆さま、本当にありがとうございました。

② 金融商品取引法の改善

今年5月20日の財政金融委員会では金融規制緩和の第2弾として、投資ファンドへの規制をとりあげました。個人から投資資金を集める場合、詐欺などを防止するためにファンド事業に一定の規制をかけるのは当然のことです。ただ、グループ企業だけからお金を集めて運用するケースについてまで、厳格な規制を一律適用するのは行き過ぎであり、現行ルールの見直しを麻生金融担当大臣に求めました⁵¹。

(四) 議員連盟での活動など

国会の会期中は党の政務調査会の部会などが連日、開かれます。早朝の会合に足を運ぶだけでなく、日中は国会審議の合間をぬって党本部に走り、財政金融、経済産業、農林水産などの部会を梯子する毎日。司法制度調査会、知的財産戦略調査会のほか、中央官庁の情報システム



の効率化を目指す IT 戦略特命委員会・小委員会などでも積極的に発言しました。魅力ある都市・地域創造本部の会合には星野佳路・星野リゾート社長をお招きし、観光立国への道テーマにご講演いただきました。多くの議員で会場いっぱいとなり、司会者冥利に尽きました。

国会や党の活動とは別に、議員同士の集まりが数多くあります。議員連盟（議連）と呼ばれるもので、自民党所属議員だけのものもあれば、超党派の議連もあります。テーマは婚活支援からスポーツ、文化、教育、産業振興、財政、防衛、社会保障など多岐にわたり、議員がそれぞれの関心に応じ議連を選び、政策提言や議員立法、予算獲得を目指し活動します。

私も多くの議連に参加。官房長官や関係大臣に政策要望を申し入れた主なものだけを紹介すれば、ヘルス&コミュニティ（H&C）議連⁵²では社会保障の効率化策を探りました。関連予算のカットは大きな政治的摩擦を生みます。それでも断行すべき改革は少なくありませんが、H&C 議連では IT の活用による健康寿命の延長策や、社会貢献したいという高齢者のインセンティブをうまく制度化することによって、関連費用を円滑にスリム化する政策を提案しました。



展示会産業議員連盟は国内での大型展示会場の整備を通じ、商談だけでなく宿泊、観光など関連産業を振興するのが狙いです。世界最大の展示会場は約 47 万㎡の独ハノーバー見本市会場。日本最大は 8 万㎡の東京ビッグサイトで世界ランクでは 71 位。ビッグサイトより大きな会場が、中国に 13、タイ、韓国を含めるとアジアに 16 施設もあります。国内の会場が狭いため、国際的な大型展示会がどんどん中国などに吸い寄せられています。人が集まるところに最新の情報とビジネスが集まるわけで、日本の現状に強い危機感を持っております。

展示会議連の活動の一環として、東京ビッグサイトで開催された「日本 ものづくりワールド 2014」を視察、地元香川の出展者の皆さまから新商品の特徴をお聞きしたり、自治体、国の産業振興策に対する率直な意見をお聞きしました⁵³。また、「FCV（燃料電池自動車）を中心とした水素社会実現を促進する研究会」の関連で FCV の試乗、水素関連プラントの視察にも出かけました。

議連「多様な働き方を支援する勉強会」では、パートタイマーなど非正規労働者の皆さまの声を政策にきちんと反映するために労働政策審議会の労働者代表委員の人選を改善するよう厚労省に求めました。

外国との友好を目指す議連も国ごとにあり、私もフランス、カナダ、デンマーク

などとの議連に参加、各国大使館などでの会合に足を運んでおります。また議連ではありませんが、8月上旬に台北で開かれた防災対策などについての国際会議に出席しました。9月には米ワシントン特別区を訪問します。

最後になりましたが、地元香川の道路、河川など社会インフラの整備、教育支援、文化や産業の振興策などについて、多くの要望をいただいております。地元選出の他の国会議員の先生方とも連携し、これからもしっかり取り組んでまいります。



26年間の経済ジャーナリスト生活、そして1年間の立候補準備活動を経て、皆さまのご支援で昨年夏より、国民と国家のために政治家として人生をかけることができるようになりました。



初心を忘れることなく、2年目も頑張っております。
今後ともご指導ご鞭撻をいただければ幸甚です。
何卒、宜しくお願い致します。

2014年盛夏

三宅伸吾

脚注

1 具体的には建設分野の外国人技能実習修了者に「特定活動」の在留資格を付与し、①技能実習に引き続き最大2年間の在留を認める、②帰国後の再入国により最大2年間ないし3年間の在留を認める。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/skkaigi/goudou/dai2/siryou6.pdf>

2 塩崎氏が主査を務めた日本経済再生本部・労働力強化・生産性向上グループ合同会議。日本造船工業会、日本中小型造船工業会、日本造船協力事業者団体連合会も造船業での技能実習制度の拡充を求める要望書を提出。

3 http://www.imazo.co.jp/html/comp/comp_home.html

4 法務大臣の私的懇談会「出入国管理政策懇談会・外国人受入れ制度検討分科会」報告書など <http://www.moj.go.jp/content/000123755.pdf>

5 技能実習生は入国1年目に当たる「技能実習1号」終了時に、移行対象職種・作業について技能検定基礎2級に合格し、地方入国管理局で在留資格変更の許可を受けると、「技能実習2号」に移行することができる。滞在期間は1号と2号を合わせ現在は最長3年。

公益財団法人国際研修協力機構（JITCO）によると、2号の全体での失踪率は2012年1.51%（101256人中、失踪者1532人）。法務省によると1号、2号の合計で2013年失踪率は2%。（失踪者/受入れ数 3567人/157831人）

今治造船グループでは技能実習生1号、2号合計で失踪率は0.1%（これまでの受け入れ者数3713人中、失踪者4人）という。

6 自民党の日本経済再生本部・労働力強化・生産性向上グループと政務調査会・国土交通部会との合同会議

7 2014年6月24日閣議決定された「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦—において、「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等に向けた緊急かつ時限的措置として、処遇改善や現場の効率化等により国内での人材確保に最大限努めることを基本としつつ、建設分野において、即戦力となり得る外国人材の活用促進を図るための新制度を導入する。また、造船分野についても、同様の措置を講ずる」（24頁）、「建設業との間で人材の相互流動が大きい造船業については、上記建設分野における措置により重大な影響が及ぶことに鑑み、また、当該産業分野が高い国内生産率を維持して我が国の輸出を支えるとともに地域経済に大きく貢献していることを踏まえ、アベノミクスの効果により急速に回復してきた生産機会を逃さないよう、建設業と同様の緊急かつ時限的措置を講ずることとし、所要の準備を行う」（41頁）と明記された。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/honbun2JP.pdf>

8 前掲「日本再興戦略」改訂は「現在は技能実習制度の対象とされていないもの

の、国内外で人材需要が高まることが見込まれる分野・職種のうち、制度趣旨を踏まえ、移転すべき技能として適当なものについて、随時対象職種に追加していく。その際、介護分野については、既存の経済連携協定に基づく介護福祉士候補者の受入れ、及び、検討が進められている介護福祉士資格を取得した留学生に就労を認めることとの関係について整理し、また、日本語要件等の質の担保等のサービス業特有の観点を踏まえつつ、年内を目途に検討し、結論を得る。また、全国一律での対応を要する職種のほか、地域毎の産業特性を踏まえた職種の追加も検討する」(49頁)と明記した。

9 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律〔昭和二十三年七月十日号外法律第百二十二号〕

(深夜における飲食店営業の規制等)

第三十二条

一 (略)

二 深夜において客に遊興をさせないこと。

10 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について(通達) 第23 深夜における飲食店営業の規制等について(法第32条関係)

<http://www.npa.go.jp/pdc/notification/seian/hoan/hoan20130827-1.pdf>

11

<http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku/kyouka/shinjigyo-kaitakuseidosuishin/download/riyo-tebiki.pdf>

12 <http://www.meti.go.jp/press/2013/02/20140226003/20140226003.html>

<http://www.mlit.go.jp/common/001028775.pdf>

道路交通法施行規則は電動アシスト自転車について、アシスト力(人がペダルを踏む力に対して駆動補助機が補助する力の比率)の上限を2倍と定める。このほど安全性の確保などを条件に、現行規制よりも大きいアシスト力(3倍)を有するリヤカー付電動アシスト自転車を物流用途に限定して活用できるようにする法令上の特例措置が認められた。

13 http://www.ymsj.jp/business/lease/voice_p.html

14 飲食を伴いダンスをさせる営業は風俗営業(風営法第2条第1項3号)として規制されており、法令上は午前零時以降の営業を禁止。ただ、平成26年6月24日閣議決定の規制改革実施計画で、「風俗営業から除外することや現在の営業時間に関する規制を緩和することを含め、その規制の在り方について、外部有識者の意見を聴取するなどして検討を行い、結論を得る。(平成26年度検討・結論、結論を得次第措置)」とされた。

<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kaigi/publication/140624/item1-1.pdf>

警察庁は2014年7月15日、「風俗行政研究会（有識者会議）」を立ち上げ、上記の検討をする際、「遊興」（第32条）に関する規制緩和もあわせて検討する予定。

15 都内の帝国ホテルで開催。その他の発起人は甘利明経済財政担当大臣、山本有二・元金融担当大臣、高市早苗政務調査会長、溝手顕正・参議院自民党議員会長、脇雅史参議院自民党幹事長、山東昭子・元参議院副議長、平井卓也自由民主党香川県支部連合会会長、三木谷浩史楽天社長ら。

16

http://www.shikoku-np.co.jp/kagawa_news/administration/20130705000119

17

<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/186/0014/18603070014009c.html>

18

<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/186/0060/18603180060005c.html>

19 所得税では税率が高くなり過ぎると、勤労意欲が落ち、所得税収が逆に下がっていく「ラフファー曲線」として知られる。

2010年度の経済財政白書などではこの法人税版が紹介されており、各国の法人税収の対GDP比をみると、「最も税収が増えるのは法人実効税率が30%以下20%台」（西村康稔・内閣府副大臣の国会答弁）。税率引下げによる経済活性化、課税ベース拡大の同時実施、「個人」事業主が税負担の低い「法人」に移行することによる個人所得から法人所得へのシフトなどが理由とされる。

20 国会議事録では「引き上げている」と記されているが、「引き下げている」が正しい。

21 一般に公開されている法人実効税率引き下げによる経済効果のシミュレーションを含む論考としては下記のようなものがある。

① 第一生命経済研究所・主席エコノミスト永濱利廣「法人税減税、財源確保は自然増収で十分可能」（2014年4月11日）

1990年代後半以降の税収弾性値2.93を用いて、法人税率引き下げが10年後のプライマリーバランスに及ぼす影響を考察。国際水準並みの10%下げを前提として「2015年度に10%下げ」、「2015、2016年度に5%ずつ下げ」の2つのケースを試算した。いずれのケースも財源確保なしで8年後には税収中立を達成できるとする。

<http://business.nikkeibp.co.jp/article/opinion/20140409/262657/?P=1>

関連する論考として、http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/naga_index.html

① 日本経済研究センター「成長呼び込む税制改革提言 法人税率 10%引き下げを」（2014年5月22日）

2020年までに実効税率をアジア諸国と同程度の25%まで引き下げる。この

場合、30年の実質国内総生産（GDP）は減税のない場合に比べ約8%、50兆円高まる。対内直接投資残高はGDPの3.4%分と、現在の水準に匹敵する増加。http://www.icer.or.jp/policy/pdf/140522_policy.pdf

- ② 経済産業省「法人実効税率の論点」（2014年4月23日、自由民主党経済産業部会提出資料）

10%の税率引き下げでGDPが少なくとも7兆円増。また、法人税率が高止まりした場合には海外移転する「海外流出効果」を17兆円と算出し、両者をあわせるとGDPの押し上げ効果は24兆円に達する。

- ③ 日本経済団体連合会「法人税改革の方向性について 法人実効税率10%引き下げの効果試算」（2014年5月22日）

法人実効税率を10%引き下げれば、実質GDP押し上げ効果が35.3兆円、税収効果（国・地方）が+4.3兆円と試算。ただし、法人税率引き下げによる税収減4.2兆円と合わせて、ネットでは+0.1兆円の税収増となる。

効果の内訳は以下の通り。

1、立地競争力のイコールフットィング

法人実効税率10%の引き下げにより、製造業の海外生産比率が1.5%低下し、対内直接投資が24%増加する。その結果、実質GDP押し上げ効果5.2兆円、税収効果0.5兆円をもたらす。

2、積極経営

①減税による企業の収益増分4.2兆円全額を人的投資6、資本投資4の割合で投入する。また、②既存の内部留保のうち、8.3兆円を設備・研究開発投資に投入する。さらに、③経済の好循環実現により繰越欠損金が65%減少する。こうした前提の下で試算すれば、実質GDP押し上げ効果5.2兆円、税収効果0.5兆円をもたらす。

3、イノベーションの進化

企業が積極経営に転じることや対内直接投資増加による競争促進によりTFPが1%増加する。その結果、実質GDP押し上げ効果5.2兆円、税収効果0.5兆円をもたらす。http://www.keidanren.or.jp/policy/2014/050_honbun.pdf

- ④ 大和総研経済調査部エコノミスト齋藤勉「法人税減税の効果をどう考えるか 海外の成長を取り込むためにも、製造業の空洞化防止が不可欠」（2013年10月2日）：平均実効税率を10%引き下げること、海外生産比率は1.5%低下、約2.3兆円輸出が増加。

http://www.dir.co.jp/research/report/japan/sothers/20131002_007748.pdf

- ⑤ みずほ総合研究所・常務執行役員チーフエコノミスト高田創「法人税率の独並引き下げ、10年間で4兆円投資押し上げ」（2013年11月15日）：法人実

効税率をドイツ並みの水準まで引き下げると、10年間で累計4兆円程度の投資押上げが見込まれ、中長期的な投資活性化への貢献が期待される。加えて、法人税率引き下げの効果は、国内で事業を行っている企業の設備投資を喚起するだけに止まらず、ビジネスコスト削減を理由に海外へ生産拠点を移転させていた企業が再び国内回帰する要因にもつながり、その効果は試算よりも大きい。

<http://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/today/rt131115.pdf>

- ⑥ みずほ総合研究所「2020年に向けた経済政策5分野の提言」（2014年7月25日）：2015年度に法人税率を現在の水準から10%引き下げた場合、実質GDPは2015年度から2020年度までの累計で約24.5兆円増加。10%下げにより、税収は4.8兆円減少（成長率加速による増収分との差）。

<http://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/urgency/report140725s.pdf>

²² <https://www.youtube.com/watch?v=RABM6KwoVF8>

²³ 2014年4月24日・日本経済新聞朝刊4頁。記事は続いて以下のように記す。

「日本の景気回復には実効税率の引き下げが不可避だ。24日の税調小委員会がヤマ場となる」。23日、党本部の7階で開いた「次世代の税制を考える会」の設立総会。代表者の鈴木馨祐氏は15年度からの引き下げを党税調に迫る方針を示した。

講師に招いた経済財政諮問会議民間議員の伊藤元重東大教授は「現実的には毎年2%ずつ下げるべきだ」と強調。15年度から引き下げる場合の財源として、景気回復による法人税収の上振れ分をあげた。出席者から賛同の声が相次ぎ、党税調への働きかけを強める方針を確認した。

鈴木氏らは衆院当選4回以下、参院当選2回以下の議員に声をかけ、党内最大の町村派の92人に迫る議員を集めた。鈴木氏は会合後「代理出席も75人もおり、大きなメッセージだ」と強調した。

若手が結集した裏には官邸の後押しもあった。勉強会発足に動いた一人は「菅義偉官房長官の指示を受けた」と語る。23日の初会合で「ひな壇」に座った鈴木氏や柴山昌彦氏ら幹部は安倍晋三首相や菅氏に近い議員が目立つ。菅氏も同日の記者会見で「法人税引き下げは選挙公約だ。若手が勉強会を開いたことはいいことだ」と強調した。

菅氏らの狙いは、6月の経済財政運営に関する基本方針（骨太の方針）で15年度からの引き下げ方針を明記することだ。勉強会メンバーは「15年度の引き下げは首相の国際公約」と主張する。

政府税制調査会や諮問会議で容認論が広がった場合でも、12月に次年度の税制改正を最終的に決定してきた自民党税調の壁がある。党税調の野田毅会長ら「インナー」と呼ばれる幹部は早期引き下げに慎重姿勢だ。柴山氏は23日「(党税調は)限

られた空間で議論している」と批判した。

勉強会は引き下げ時期とともに財源にも注文をつける。経済成長による企業の収益増や黒字企業が増えることで税収が増えるとの主張だ。党税調は財政規律を重視し、「租税特別措置や政策減税の見直しで捻出できた財源に見合う実効税率下げが精いっぱい」との立場を崩さない。

党税調は24日に若手も参加できる小委員会を開く。23日夕には税調幹部が対応を協議し、若手の説得を始める方針を確認した。「税制を分かっている議員がどれだけのいるのか」。税調幹部の一人は冷ややかにこう語ったという。

²⁴ 麻生太郎財務大臣、高市早苗政務調査会長にも申し入れ。三宅は所要のため参加できなかったが、他のメンバーが甘利明経済財政担当大臣らにも申し入れ。

高市氏への提言の前文は下記の通り。

自由民主党政務調査会会長 高市早苗 殿
申し入れ

政権を託された我々自由民主党の使命は、国民の暮らしがより豊かになるよう足元の景気の力強い回復を図り、また中長期的な潜在成長力を強化することであり、そのための政策を躊躇なく実行することである。同時に現在の厳しい財政状況に鑑み、国民生活の安心を守るためには財政健全化も急務となっていることを踏まえれば、消費税率の10%引き上げを可能とするためにも景気回復のためのあらゆる手段を講じねばならない。その観点から我々は以下の事項の実現を求める。

²⁵ 2014年6月24日閣議決定された「日本再興戦略」改訂2014－未来への挑戦－（19-20頁、67-68頁にも再掲）において、

「日本の立地競争力を強化するとともに、我が国企業の競争力を高めることとし、その一環として、法人実効税率を国際的に遜色ない水準に引き下げることを目指し、成長志向に重点をおいた法人税改革に着手する。

そのため、数年で法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す。この引下げは、来年度から開始する。

財源については、アベノミクスの効果により日本経済がデフレを脱却し構造的に改善しつつあることを含めて、2020年度の基礎的財政収支黒字化目標との整合性を確保するよう、課税ベースの拡大等による恒久財源の確保をすることとし、年末に向けて議論を進め、具体案を得る。

実施に当たっては、2020年度の国・地方を通じた基礎的財政収支の黒字化目標達成の必要性に鑑み、目標達成に向けた進捗状況を確認しつつ行う」と明記。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/honbun2JP.pdf>

同日閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2014」（11頁）にも上記と

同じ表現が盛り込まれた。

http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2014/2014_basicpolicies.pdf

²⁶ 自民党・公明党の平成 26 年度税制改正大綱は「わが国経済の競争力の向上のために様々な対応を行う中で、法人実効税率を引き下げる環境を作り上げることも重要な課題である。その場合、税制の中立性や財政の健全化を勘案し、ヨーロッパ諸国でも行われたように政策減税の大幅な見直しなどによる課税ベースの拡大や、他税目での増収策による財源確保を図る必要がある。また、産業構造や事業環境の変化の中で、法人実効税率引下げと企業の具体的な行動との関係や、現在の法人課税による企業の税負担の実態も踏まえ、その政策効果を検証することも重要である。こうした点を踏まえつつ、法人実効税率のあり方について、引き続き検討を進める」(2 頁) http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/zeisei2013/pdf128_1.pdf

²⁷ ①立地競争力を高め、企業の競争力を強化するために税率を引き下げる②課税ベースを拡大し、税率を引き下げることで、法人課税を“広く薄く”負担を求め構造にすると明記。また、「法人税率の引下げは、家計に負担を強いて企業を優遇するかのような受け止め方すらある。しかし、国内に成長力のある企業が多く存在するかどうかは、雇用に直結する問題である。また、企業の成長力は賃金にも直結する。このように、企業と家計は二分化されたものではなく、法人税率が高すぎることのしわ寄せは、賃金や製品・サービス価格への転嫁などを通じ、最終的には何らかのかたちで家計に及ぶ。世界経済の構造が急速に変わりつつあることの危機感を共有し、広い議論を喚起しながら、法人税改革を進めることが必要である」(3 頁)と付記した。

http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2014/_icsFiles/afieldfile/2014/06/27/26zen10kai7..pdf

²⁸ 「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」国家安全保障会議決定、閣議決定

<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/anpohosei.pdf>

²⁹ 昭和 21 年 8 月 24 日、憲法第 9 条案に対する日本共産党を代表しての野坂参三議員の発言(官報号外 昭和 21 年 8 月 25 日 衆議院議事速記録第 35 号)

³⁰ 砂川事件最高裁大法廷判決(1959 年 12 月 16 日、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う刑事特別法違反事件)

九条一項においては「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求」することを宣言し、また「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と規定し、さらに同条二項においては、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」と規定した。

かくのごとく、同条は、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているのであるが、しかしもちろんこれによりわが国が主権国として持つ固有の自衛権は何ら否定されたものではなく、わが憲法の平和主義は決して無防備、無抵抗を定めたものではないのである。

憲法前文にも明らかなように、われら日本国民は、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようとしてつとめている国際社会において、名誉ある地位を占めることを願ひ、全世界の国民と共にひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認するのである。

しからば、わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然のことといわなければならない。(下線は筆者加筆)

http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/js_20100319122921884541.pdf

³¹ 自衛隊発足直後の衆議院予算委員会での大村清一防衛庁長官の答弁（1954年12月22日）

「第一に、憲法は自衛権を否定していない。自衛権は国が独立国である以上、その国が当然に保有する権利である。憲法はこれを否定していない。従つて現行憲法のもとで、わが国が自衛権を持つてゐることはきわめて明白である。

二、憲法は戦争を放棄したが、自衛のための抗争は放棄していない。一、戦争と武力の威嚇、武力の行使が放棄されるのは、「国際紛争を解決する手段としては」ということである。二、他国から武力攻撃があつた場合に、武力攻撃そのものを阻止することは、自己防衛そのものであつて、国際紛争を解決することとは本質が違ふ。従つて自国に対して武力攻撃が加えられた場合に、国土を防衛する手段として武力を行使することは、憲法に違反しない。

自衛隊は現行憲法上違反ではないか。憲法第九条は、独立国としてわが国が自衛権を持つてゐることを認めている。従つて自衛隊のような自衛のための任務を有し、かつその目的のため必要相当な範囲の実力部隊を設けることは、何ら憲法に違反するものではない」

<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugin/021/0514/main.html>

（上記サイトから「12月22日 第2号」議事録を参照）

³² 1972年10月14日の参議院決算委員会に政府が提出した資料

「憲法は、第9条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において「全世界の国民が・・・平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認し、また、第13条において「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、・・・国政の上で、最大の尊重を必要とする」旨を定めていることから、わが国がみずからの存立を全うし国民

が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであって、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはどうも解されない。しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないのであって、それは、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるといふ急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである。そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない」とする（下線は筆者加筆）。

上記の文章をよく読むと、下線部より前の記述が原則（ルール、規範）を示している。ただ、その原則を事例に「当てはめた」かのように記述する、下線部の「そうだとしたら～」「したがって～」以下が当然に導かれるわけではないことから、高村副総裁は「あてはめの問題に過ぎない」と指摘したと考えられる。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/anzenhosyou2/dai4/siryou.pdf>

³³ 高村副総裁の講演録（抜粋、一部要約）

① 立憲主義と最高裁

「立憲主義ということがよく言われますが、憲法というのは権力を縛るものである。そして、日本国憲法は、その立憲主義を制度的に担保するために、三権分立を決めたわけであります。憲法の番人は最高裁判所であるとされております。その最高裁判所が自衛権について、1959年の有名な砂川事件判決において、個別的とか集団的とか区別をしないで、自衛権については、国の平和と安全を維持し、国の存立を全うするための措置は当然とり得る。そしてその前提として、固有の権利として自衛権というものは当然持っているとも言っているわけです。

私の知る限り、この判決が、最高裁が自衛権について述べた唯一無二の判決でありますから、当然この法理に基づいて解釈する。言葉を代えれば、この法理を超えた解釈はできない。

今までの内閣は、この法理に基づいて、色々言っているわけであります。この法理に基づいて、必要最小限度の自衛権はあると言っております（・・中略・・）。ただ、必要最小限度の措置といったところで、集団的自衛権はできません、個別的自衛権はできます、というのは大分論理の飛躍があると思います。多分、

内閣法制局は、集団的自衛権の行使はできないと言った時に、集団的自衛権の典型的な対応を思い浮かべて言ったのだらうと思います。

アメリカがどこかの国に攻められた時、日本の自衛隊がアメリカまで行って、アメリカを守るという自衛権は、我が国の存立を全うするために必要、あるいは必要最小限とはとても言えないし、アメリカもそのようなことは期待していないので、それはできませんよと言ったのであればそれは正しいのですが、集団的自衛権全ての行使ができないと言ったとしたら、それは大いに行き過ぎであると思います。

例えば、集団的自衛権の範疇に属するもので、我が国の存立を全うするために、必要最小限度のものにはどのようなものがあるか。例えばの話になりますが、第三国が、我が国を放っておけば侵略してくるかもしれないような情勢の下で、アメリカの艦船が日米安全保障条約に基づいて近海を警戒行動をしてる。第三国がその船に襲いかかろうとした。日本がそれを守ろうと思えば守ることができたにも関わらず、これは集団的自衛権だから駄目だということで守らなかったとする。それでアメリカの船が大損害を受ける、もしくは沈没するという事態になった時、その後、第三国が日本に侵略してきた。

アメリカは世論の国でありますから、自分たちの船を見殺しにした国をアメリカの青年の血を流して守るということになるかどうかというと、常識的にならないと思います。そうだとすると、その時にアメリカの艦船を守る日本の武力行使、これは今までの定義からいけば集団的自衛権と言わざるを得ないですが、これも必要最小限度のものにあたるのではないのかというのが私の私見であります（・・・中略・・・）。

今まで集団的自衛権は駄目と言ってきたのだから駄目だよという人がいます。自民党の中にも若干はいるかもしれませんが。そういう方達に私が聞きたいのは、私が今挙げたような例が、日本の国の存立を全うするために必要最小限度でないと思っているのですか、あるいは必要最小限度であったとしても、集団的自衛権と名前が付いていればそれは駄目だと仰っているのかよくわからないので、そのような人たちにはご意見を聞かせていただきたい（・・・中略・・・）。

国の存立を全うするために必要なときは、必要最小限度の集団的自衛権ならできると。どこまでが憲法解釈かということ、例えば、内閣法制局の必要最小限度のものまでできるというのが憲法解釈です。

集団的自衛権はそれに当たらないというのは、それは憲法解釈に基づく当てはめの問題なのです。だから根本の必要なものはできる、必要最小限度のものはできるというのは憲法解釈、それに基づいて当てはめて、十把一絡げに集団的自衛権は当たりませんねと言ったのを、いやいや集団的自衛権の対応にも

色々あって、当たらないものもあれば当たるものもあるというのは、実質的には当てはめの違いだけであって、実体的には憲法解釈の変更ともいえないようなものであるから、こういうものは許されるのであると私の方から述べたところ、(筆者補足、第一次政権) 当時の安倍前総理大臣は、高村さんの考え方は分かり易いですね、根っこから認める時は憲法改正ですね、必要最小限度のものだけ認める時は解釈変更でもいいということですねと言われたので、そういうことだと答えたのですが、私はその時びっくりしました。私はそれまで安倍さんは丸々認められる論者だと思っていましたから、意外と柔軟だなと思った覚えがあります(・・中略・・)。

② コペルニクス的大転換

「よく解釈改憲はいけないのではないかと言われますが、私は法理から言って、前の内閣が言ったことはよくて、今の内閣が言うことは間違っているというのは違うのではないかと。立憲主義の建前からいうと、その憲法を作ったときにどういうふうを考えていたかというのはものすごく重要。憲法が権力を縛るものであるなら、その憲法を作った時にどのように考えていたかというのはものすごく重要なのです。吉田(・元首相)さんが言っているんですけど、憲法9条2項は、自衛権は直接は否定していないけども、戦力を持つことを一切否定しているから、結果として自衛権は行使できないことになり、ないことになり、吉田さんはここまで言っているんです。

立憲主義と言ってこれに縛られるよと言うのならまだわかりますが、前の内閣がそう言っているからそのとおりしなければならないということには必ずしもならないかと。吉田さんはこう言っているけれども、どのような状況で言ったかという、当時、国連がこれからできて、しっかりと国際平和団体としての役割を果たして、日本を守ってくれるであろうという淡い期待を持っていたのであろうと思います。そういうことで、日本は自衛権の行使をできないと言ったわけであり、日本が主権を回復する頃から、国連にそこまで期待できないということで、最低限の戦力を持つことができるか、自衛権の行使ができるか、閣議決定もしないで、個々の閣僚の答弁で、そういう本来の立憲主義に反すると言え反するというようなことを既にやっているわけです。大解釈改憲をやっているわけですから、大解釈改憲。コペルニクス的大転換、「自衛権を持ってない、行使できない」から、「自衛権を行使できる」という大転換をやっているわけです。

この大転換については、我が党の人は、皆支持しているはずなんですけどね。自衛隊を認めているわけですから、この大転換を皆支持しているはずであります。それに対して、その時の変更に比べれば、集団的自衛権はいけないと内閣

法制局が言ってしまっているわけですから、それを変えるというのは、形式的に解釈改憲であるということを否定するものではありません。解釈改憲と言えるでしょう。言えるけれども、実質的な解釈改憲ではないし、あてはめの問題に過ぎない。また、主権回復当時の大転換に比べれば、100分の1か1000分の1程度の解釈改憲であると私は考えているわけであります。

これが認められれば、憲法9条2項がないことになるという人がいますが、アメリカに行ってアメリカを守ることやイラクに行ってアメリカとともに戦うことは必要最小限度ではないでしょうから、必要最小限度というのは、我が国の存立を全うするための必要最小限度でありますから、憲法9条の存在意義が全くなくなったということにはならないわけであります（・・・中略・・・）。

③ ユートピア的平和主義

「平和ボケとは言わないけれども、ユートピア的平和主義者は、平和外交努力の必要性は認めるけれども、抑止力の必要性を軽んじる。これは両方必要なので、抑止力の存在も認める人が、私は現実的平和主義者であると思います。

最初にユートピア的平和主義者の議論が先行し、そしてよく説明して現実的平和主義者の抑止力も必要だよということを国民に理解いただいて、その結果、ほとんどの国民が自衛隊を理解し、周辺事態法やPKO法もでき、あるいは安保条約も改正された、ということになっているわけであります（・・・中略・・・）。

国の存立を全うするために必要なことはできる、国民を守るのに必要なことは許される。これが憲法の番人である最高裁の判断です。いわゆる集団的自衛権を巡り、いろいろな議論、批判がこれから出てくるものと思われませんが、このことを是非覚えておいていただきたい。最高裁の判断の枠内で、安全保障環境の変化に応じて政府見解を変えることは違憲ではありません。

もっとも、最高裁判決の枠内での見解変更であっても、それが政治判断として不適切だとの意見もあるかもしれません。そうした政治責任の有無は次期選挙で国民の審判を受けることになります。」

https://www.jimin.jp/policy/policy_topics/national_security_act/124234.html

³⁴ 1972年10月14日の参議院決算委員会に政府が提出した資料

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/anzenhosyou2/dai4/siryous.pdf>

³⁵ 旧憲法下で日本国憲法草案を審議した衆議院本会議での吉田茂総理の答弁（1946年6月26日）

「自衛権ニ付テノ御尋ネデアリマス、戦争抛棄ニ関スル本案ノ規定ハ、直接ニハ自衛権ヲ否定ハシテ居リマセヌガ、第九条第二項ニ於テ一切ノ軍備ト国ノ交戦権ヲ認メナイ結果、自衛権ノ発動トシテノ戦争モ、又交戦権モ抛棄シタモノデアリマス」

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/s210626-h06

[htm](#)

³⁶ 「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」（2014/7/1 閣議決定）の表現は「日本国憲法の施行から 67 年となる今日までの間に、我が国を取り巻く安全保障環境は根本的に変容するとともに、更に変化し続け、我が国は複雑かつ重大な国家安全保障上の課題に直面している。国際連合憲章が理想として掲げたいわゆる正規の「国連軍」は実現のめどが立っていないことに加え、冷戦終結後の四半世紀だけをとっても、グローバルなパワーバランスの変化、技術革新の急速な進展、大量破壊兵器や弾道ミサイルの開発及び拡散、国際テロなどの脅威により、アジア太平洋地域において問題や緊張が生み出されるとともに、脅威が世界のどの地域において発生しても、我が国の安全保障に直接的な影響を及ぼし得る状況になっている。さらに、近年では、海洋、宇宙空間、サイバー空間に対する自由なアクセス及びその活用を妨げるリスクが拡散し深刻化している。もはや、どの国も一国のみで平和を守ることはできず、国際社会もまた、我が国がその国力にふさわしい形で一層積極的な役割を果たすことを期待している」と記す。<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/anpohosei.pdf>

³⁷ 中国総局長・古谷浩一「対日強硬派 利する危うさ 日本はどこへ 集団的自衛権 4」（2014 年 7 月 4 日付け朝日新聞朝刊 1 頁）

³⁸ 2014 年 6 月 11 日、都内のホテルで開催された「神道政治連盟国会議員、神政連都道府県本部役員合同懇談会」での総理挨拶

³⁹ <http://www.rachi.go.jp/jp/ratimondai/yokuwakaru/voll1.html>

⁴⁰ 編集委員 三宅伸吾「ネット配信、消費増税なら外国勢有利 各社、募る不公平感 「国外取引」も課税求める」（日本経済新聞 2012/6/25 朝刊）など。

<http://www.nikkei.com/article/DGXDZO42940650T20C12A6TCJ000/>

⁴¹ 新しい課税手法の詳細などについては 2014 年 6 月 27 日開催の政府・税制調査会配布資料「国境を越えた役務の提供に対する消費税について」参照。

http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2014/_icsFiles/afieldfile/2014/06/27/26zen10kai5.pdf

⁴² 2014 年 4 月 10 日、東京・千代田区の学術総合センターで開かれた「海外事業者に公平な課税適用を求める緊急フォーラム」で。

⁴³ 日本弁護士連合会「法曹人口政策に関する提言」（2012 年 3 月 15 日）

<http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2012/120315.html>

⁴⁴ 自由民主党政務調査会司法制度調査会・法曹養成制度小委員会合同会議「法曹人口・司法試験合格者に関する緊急提言」（2014 年 4 月 9 日）は「我が国に力強い司法を築くために一旦体質を強化すべく、司法試験合格者数は、まずは平成 28 年までに 1500 人程度を目指すべき」と述べる。

45 衆議院法務委員会「司法試験法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」
(2014年5月14日)

46 三宅伸吾『弁護士カルテル——ギルド化する「在野」法曹の実像』(信山社出版・1995年)

47 主催は「ロースクールと法曹の未来を創る会」

<http://www.lawyer-mirai.com/gaiyo.html>

48 グループ会社(親子・兄弟会社)間の貸付けについて、貸金業規制の適用除外とする旨の規定が設けられておらず、貸金業の登録が必要だった。近年、会社グループにおける資金管理システム(キャッシュマネジメントシステム)の高度化が著しく、グループ会社間の貸付けに対しても規制が適用されてしまうため、会社グループとして最適なキャッシュマネジメントシステムを構築するにあたっての妨げとなっていた。また、合併事業における共同出資会社(株主)から合併会社への貸付けも貸金業規制が適用されるため、合併会社の資金ニーズに十分に答えられていなかった。

49 連結グループ企業内の貸付け、少なくとも下記のようなケースは貸金業法の登録義務の適用除外であることを明確にすべきだ提案した。

① 会社法施行規則三条にある議決権所有割合が40%以上で、実質基準に基づく会社法上の子会社と親会社間の貸付け

② 合併会社の株主から合併会社への貸付け

③ 完全子会社ではないけれども、共に子会社である兄弟会社間の貸付け等
参議院財政金融委員会(2013年11月28日)

<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/185/0060/18511280060005c.html>

50 <http://www.fsa.go.jp/news/25/kinyu/20140318-1.html>

51 グループ会社内だけでファンドを組成するプロ向けファンドの場合においては金融商品取引業から除外するか、事業者のより負担の少ない規律とするよう求めた。

参議院財政金融委員会(2014年5月20日)

<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/186/0060/18605200060010a.html>

52 正式名称は「持続可能な社会保障制度の確立に向けて、国民一人ひとりが地域のつながりの中で健康寿命を全うすることを推進する議員連盟」

53 葵機工、かがわ次世代ものづくり研究会、かがわ産業支援財団、川上板金工業所、コヤマ・システム、高木鋼業、長峰製作所、パル技研、ヒューテック、プロテック、明興産業、吉野川電線、レクザム。

党員を募集しています！

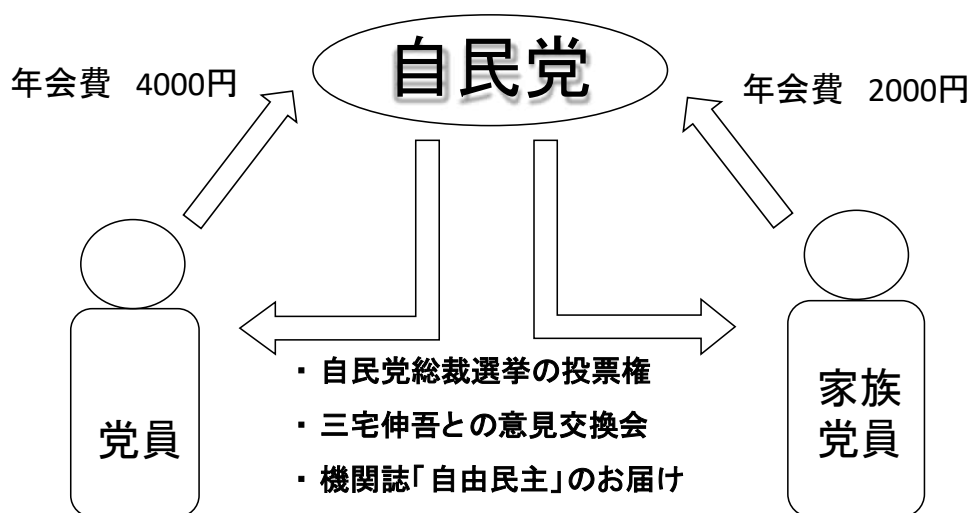
自由民主党は党員を募集しております。

少子高齢化や財政赤字など日本の課題は山積みです。問題を先送りすることなく、課題に立ち向かうため、どうぞ皆さまのお力をお貸しください。

自民党員になって、あなたの1票で党の総裁を選び、私とともに「未来」を創りましょう。

皆さまのご入党を心よりお待ちしております。

三宅伸吾



お問い合わせ、入党手続きについては下記までご連絡ください。

kagawa@miyakeshingo.net

- ・ 高松事務所 TEL:087-802-3845
- ・ 東京事務所 TEL:03-6550-0604



自由民主党 参議院議員

三宅伸吾

▶是非、ご意見をお寄せください。

→ miyakeshingo@gmail.com

▶この国政報告のダウンロードは

→ <http://www.miyakeshingo.net/news/>

▶日々の活動はフェイスブック

→ <http://www.facebook.com/miyakeshingo>

・高松事務所

〒760-0080 香川県高松市木太町 2343-4 木下産業ビル 2 階

TEL: 087-802-3845 FAX: 087-802-3846

・東京事務所

〒100-8962 東京都千代田区永田町 2-1-1 参議院議員会館 604 号室

TEL: 03-6550-0604 FAX: 03-6551-0604